

令和7年度武雄市ジェンダーギャップ解消ワークショップ事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務名

令和7年度武雄市ジェンダーギャップ解消ワークショップ事業業務委託

(2) 業務の仕様

「令和7年度武雄市ジェンダーギャップ解消ワークショップ事業業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

契約の締結の日から令和8年2月27日まで

(4) 事業予算額

予算上限額 1,159,664 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約する事を約束するものではない。

2 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式とし、審査により、最も高い評点を獲得した者を選定する。

3 スケジュール（予定）

(1) 質問受付期間	令和7年5月13日（火）～16日（金）
(2) 質問回答期限	令和7年5月19日（月）
(3) 参加表明書の提出期限	令和7年5月20日（火）午後5時必着
(4) 提案書等の提出期限	令和7年5月28日（水）午後5時必着
(5) プレゼンテーション審査	令和7年6月2日（月）予定
(6) 契約日	令和7年6月9日（月）予定

4 参加資格等

次の項目を全て満たす者とする。

- (1) 参加表明書の提出時点において、「物品製造・役務の提供等」についての武雄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手

続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けたものを除く。

- (5) 過去2年間に於いて、本委託業務と同種又は類似業務の実績を2件以上有していること。
- (6) 随時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。

5 参加表明の手続き

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 会社概要及び過去2年間の主な同種・類似業務の実績（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）

(2) 提出期限 令和7年5月20日（火）午後5時必着

(3) 提出書類の様式等は、武雄市ホームページに掲載する。

6 質問書の提出手続等

(1) 提出期間 令和7年5月13日（火）～16日（金）

(2) 提出書類 仕様書に関する質問票（様式4）

(3) 提出方法 書面またはメールで提出すること。ただし、メールで提出する場合は、事務局に対して電話でメール受信の確認を行うこと。

メール：danjyo@city.takeo.lg.jp

(4) 回答期限 令和7年5月19日（月）

(5) 回答方法 全ての質疑回答を参加表明者全員に通知する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年5月28日（水）午後5時必着

(2) 提出書類

「令和7年度武雄市ジェンダーギャップ解消ワークショップ事業業務委託 企画提案書等作成要領」による書類

① 企画提案書 7部

② 業務実施体制図 7部

③ 見積書 1部

8 審査

(1) 期日 令和7年6月2日（月）予定

(2) 評価基準

① 業務実績及び体制

② 企画力、訴求力、実施方法等の創意工夫

③ 見積額

(3) 候補者の選定

「令和7年度武雄市ジェンダーギャップ解消ワークショップ事業業務委託候補者選定要

領」に基づく審査により、最も高い評点を獲得した者を選定する。

(4) 結果の通知

審査の結果は、参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知する。

9 選定委員会

(1) 選定を行う委員会は「令和7年度武雄市ジェンダーギャップ解消ワークショップ事業業務委託公募型プロポーザル選定委員会」とする。

(2) 選定委員会は、武雄市職員及び外部有識者で構成する。

(3) 審査方法

審査委員会会議は、非公開とする。ただし、決定事業者及び審査講評については、武雄市ホームページで公表する。

10 評価結果の公表等

(1) 評価結果の公表

男女参画・市民協働課において、すべての提案事業者及び評価結果を公表する。

(2) 評価結果の説明

評価結果については、通知日から起算して7日以内に男女参画・市民協働課に説明を求めることができる。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案
- (2) 仕様書に示された条件に適合しない提案
- (3) 参加表明書に記載された者以外が行った提案
- (4) その他実施要領等において示した条件等を満たさない提案
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不正を行ったもの

12 個人情報保護

個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等を遵守し、その取扱いに十分留意すること。

13 その他留意事項

- (1) 参加資格のない者が提出した提案書等は無効とする。
- (2) 提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提案書等は、本業務委託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、武雄市情報公開条例に基づき公開する場合、最優秀提案者の提案書を公開す

る場合はこの限りではない。

- (5) 各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。
- (6) 本プロポーザルで選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続の完了までは、市との契約関係を生じるものではない。

14 問い合わせ先（事務局）

武雄市総務部男女参画・市民協働課

住所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9141

Fax 番号 0954-23-3816

E-mail danjyo@city.takeo.lg.jp